物件番号 3

校長住宅(松本筑摩高校)(建物付)

土地	所 在 地 住 居 表 示		1n -L							
土			松本市	5 大字島立 5	字渡場原 2237番1	19				
⊦			松本市	大字島立 2	2237番地19					
⊦	実 測 面 積	241.50	m ^²	(約	73	坪)	- 地		 宅	†#h
地	公簿 面積	241.50	m ^²	(約	73	坪)	地	П	七	TE .
	登 記 簿記 事項	所有権に係		所有者長野県権利の種類所有権		所有権以外の権利 (乙区)		利	なし	
		権利(甲区	≦) 権					<i>'</i> &U		
	構造∙面積	居宅 昭和45年5月築 コンクリートブロック造 セメント瓦葺 平家建								
建	間取り等	63.18㎡ 和室8畳×1、和室6畳×1、和室4.5畳×1、台所、浴室、トイレ								
-		/ /								
物	登 記 簿 記 載 事 項	│ 所有権に係 │ 権利(甲区		所有者	長野県 所有権	所有権以外の権利 (乙区)		なし		
,	 一付属建物等			┃ 権利の種類 所有権 ┃ -トブロック造スレート葺 平家建 3.51㎡		(02)				
	的两连初号	都市計			域(市街化調整区域		指定建ペ	1.1本	60	······································
i		用途地域			無指定	24 /	指定容和		200	
i		都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)			施設区域に該当なし					
法 令 に基づく制限		特別用途・その他の地域地区				指定なし				
		防火·準防火地域				指定なし				
		文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)				周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし				
		びいニス (砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区				指定なし				
		(2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1				JHZ. GO				
		土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)				指定なし				
		洪水ハザードマップ				浸水想定区域(0.5m以上3.0m未満)				
ĺ		その他				松本市景観計画、松本市屋外広告物条例				
		<u> </u>				道路に対す				道路に対する
接面道路		位 置		種類等 		道路幅員	道路後	:退	接道幅(間口)	敷地の高低
		南側		舗装 市道8506号線		5.0m	不要	<u>:</u>	13.99m	0.4~0.6m低い
	1) ¥ 0 A H									
(:	私道の負担 こ関する事項	負担の有	無	なし負担の内容		_				
建 物 の 石綿(アスベスト)		調査		未調査						
建物の 耐震診断		調査		未調査		_				
建物状況調査		調査		未調査			_			
現 況 及 び		現況	居宅	居宅 1棟、物置 1棟						
	従 前 の	/2/ 24		世界 職員宿舎						
ı	利 用 状 況	従 前								
				施設の種類(業者名)			施設整備の整備・負担状況			
1		電気	ī	中部電力(株)		引込可				
電気・飲用水・ ガスの供給並 びに排水施設		上水道		ひ⇔ャ≒(か ナ キ)			権利 φ 13mm		メーターあり	
		工小垣	1	公営水道(松本市)		引込管径不明				
	の整備状況	ガス		プロパンガス						
l		下 水 道	i	公共下水道(松本市)		負担金		清算済		
l						公共枡		設置済		
	수 13 TW BB	鉄道	松本	電鉄上高地線	大庭駅	南東	方へ	約	1.4	km
	\ _ \ _ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	バス		域連携バス ☆島内線)	浮世絵博物館 ・歴史の里	南西	方へ	約	0.3	km
	交 通 機 関			•		++	+.	約	0.0	
		市役所・役		7役所島立地区	地域つくりセンター	南東	方へ	小り	2.0	km
(公 共 施 設 (現地からの		:場 松本市	5役所島立地区 松本市立島立		南東	<u>カヘ</u> 方へ	約	2.0	km km
(公 共 施 設	市役所・役	:場 松本市		小学校					

が異なる場合は、現況を優先します。

建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条に基づく届け出が必要です。松本市景観計 画、松本市屋外広告物条例、松本市中高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持に関する条例等があります。 建築物を計画の際には松本市建築指導課にお問合せください。

市街化調整区域のため建物建築の際には都市計画法に基づく手続きが必要になります。既存建築物の1.5倍以下、

参考事項

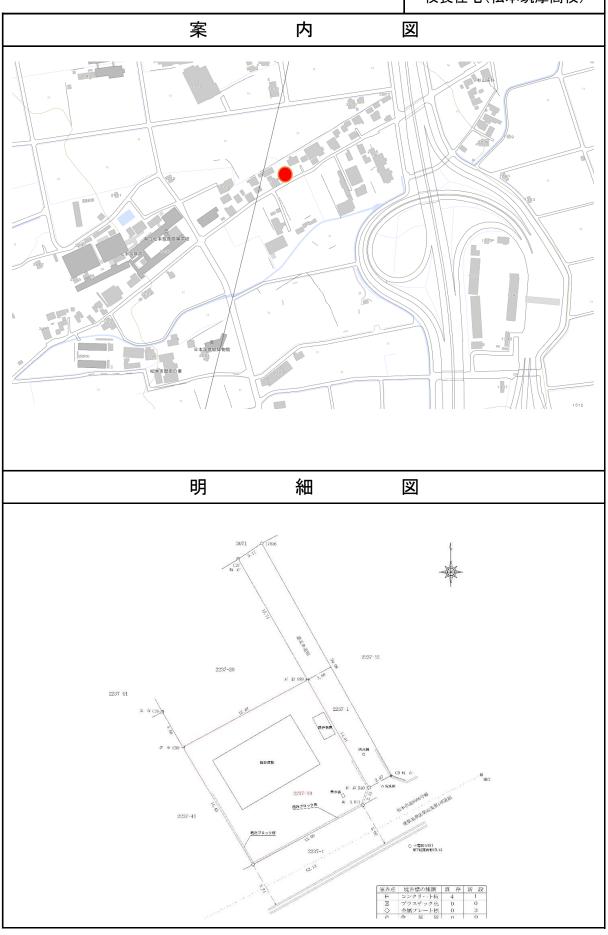
同構造、同用途の場合、都市計画法第43条第1項の許可を要しない増改築の照会により建物建築が可能となります。 その他許可基準等詳細は松本市役所建築指導課開発担当にお問合せください。

敷地東側、南側及び西側のブロック塀は売却地に帰属しています。 西側のブロック塀の笠木が一部隣接地に越境しています(確認書取交し済)。

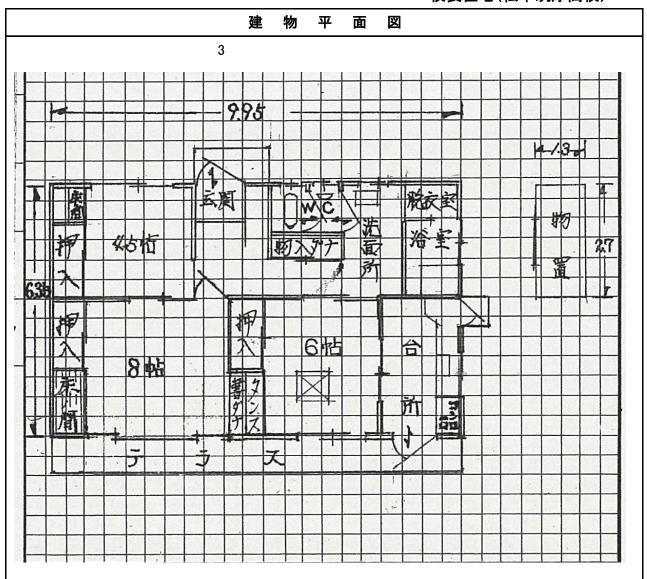
物件のアスベスト調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。

売却物件には、建物に付帯する給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び、擁壁、囲障、庭木その他造作等並 |びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買主に引渡します。建物及び設備、工作物等については、それ ぞれの専門業者による点検等必要な措置を行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。

校長住宅(松本筑摩高校)



.



* 現況と図面が異なる場合は現況優先とします

物 件 写 真

外観













物 件 写 真

台所



浴室



トイレ



和室



和室



廊下

